

京都市告示第139号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年4月16日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
西ノ京緯116号線	中京区西ノ京東月光町47番地地先から同町9番地の1地先まで	旧	メートル 41.50	メートル 2.73
		新	41.00	1.78 ~ 2.21
崇仁緯1号線	下京区郷之町1番地の2地先から同町76番地地先まで	旧	6.00	2.60 ~ 3.40
		新	10.80	2.60 ~ 3.40
嵯峨緯57号線	右京区嵯峨鳥居本六反町1番地の5地先から同町1番地の1地先まで	旧	27.90	1.40 ~ 3.10
		新	27.90	1.83 ~ 2.80
嵯峨緯66号線	右京区嵯峨鳥居本六反町1番地の15地先から同町1番地の6地先まで	旧	47.70	4.20 ~ 6.60
		新	47.70	4.58 ~ 7.70

(建設局土木管理部道路明示課)